

家族法制の見直しに関する中間試案（修正案）の補足説明

1 資料の位置づけと取りまとめの対象について

部会資料19-1は、第18回会議までの議論を踏まえて作成された中間試案の案であり、令和4年8月30日に開催された第19回会議においては、これについての議論がされた。これまでも確認されてきたように、中間試案の取りまとめの位置付けは参考資料18のとおりであり、中間試案に「・・・ものとする。」という形で特定の改正提案が記載されているとしても、必ずしもそれが部会の中でコンセンサスがとれたものであることや、そのような提案が多数派の意見であることを意味するものではない。また、【甲案】【乙案】といった両論併記がされているものについて、その記載の順序に何らかの優劣があるものでもない。

部会資料19-2は、部会資料19-1に記載された中間試案の案についての補足説明を試みるものであるが、このうち明朝体で記載されている部分は、部会における取りまとめの対象となるものではない。

2 前回会議における議論の概要

第19回会議では、家族法制の在り方を検討する際には国民の声に耳を傾けるという姿勢が重要であるといった意見や、中間試案が国民一般にとって分かりやすいものとなるような工夫が必要ではないかといった意見などが示された。その上で、この部会で取りまとめるべき中間試案（案）の内容については、多くの委員から、部会資料19-1で示された中間試案（案）の大枠を維持することを支持する意見が示されつつも、分かりやすさを向上させる観点からの修正を検討すべきであるといった意見を示す委員もいたところである。

さらに、中間試案を更に分かりやすくするための方策として、中間試案の内容を分かりやすく解説する資料を作成することを提案する意見も示された。なお、第19回会議では、部会資料19-2（部会資料19-1に記載された中間試案の案についての補足説明）も配布されたが、時間的な制約により、その内容についての議論は見送られた。

3 ゴシック部分の修正意見とそれを踏まえた修正案について

第19回会議では、中間試案の内容自体の修正意見として、次の2つの意見

が示された。これらの意見は、いずれも、中間試案（案）の内容の実質的な修正を求めるものではなく、分かりやすさを向上させる観点からの修正意見であると思われる。

① 「民法第820条から第823条まで」（部会資料19-1の第2の3(2)ア参照)のように、民法の条文をその条文番号を引用する形で記載している部分については、必要に応じて、その見出しを付記すべきではないか。

② 部会資料19-1の第2の3(2)アの括弧書き内で「権利義務」という表現が頻出するために読みにくくなっているため、その表現を工夫すべきではないか。

部会資料20-1は、このような第19回会議における議論を踏まえ、中間試案（案）の修正案を示すものであり、第20回会議における議論の対象となるものである。

4 補足説明と概要資料の作成について

今後、中間試案の取りまとめがされた際には、その後、事務局において中間試案を公表し、意見募集（パブリック・コメントの手続）を行うことを予定している。この意見募集の際には、中間試案の内容の理解に資するための補足説明資料を中間試案とともに公表することを予定している。この中間試案の補足説明については、本部会における取りまとめの対象とされたものではなく、もっぱら事務局である法務省民事局（参事官室）の責任において作成したものであるとして公表する予定である。

このほか、中間試案の取りまとめがされた際には、この補足説明とは別に、中間試案の概要を説明するための簡易な資料についても、事務局の責任において作成することを予定している（なお、この概要資料も、本部会における取りまとめの対象となるわけではない。）。

そこで、第20回会議においては、以上のようなことを念頭に、補足説明や概要資料を作成する際の参考となるような意見交換をしていただくことも有益であると考えられる。